特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 特許異議の申立て (第百十三条 第百二十条の六)」を「第五章 削除」 に改める。

第六条第一項第二号を削り、 同項第三号中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」

を「特許無効審判又は延長登録無効審判」 に改め、 同号を同項第二号とし、同項第四号中「第百二十三条

第一項又は第百二十五条の二第一 項の審判」を「特許無効審判又は延長登録無効審判」 に改め、 同号を同

同条第二項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」を「特許無効審

判又は延長登録無効審判」に改める。

第七条第四項中「その特許権に係る特許異議の申立て又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第九条及び第十四条中「第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」 に改める。

第十七条第一項中「第百二十条の四第二項若しくは第百三十四条第二項」を「第百三十四条の二第一項

に、「第百二十六条第一項の審判」を「訂正審判」に改める。

第十七条の二第一項第一号中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第一項」に改め、 同項第四号中

第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、同条第五項中「第百二十六条第四項」を

「第百二十六条第五項」に改める。

第十七条の四第一項を削り、同条第二項中「第百二十三条第一項の審判」を「特許無効審判」に、「、

同条第五項において準用する第百六十五条」を「若しくは第二項、 第百三十四条の二第三項、第百三十四

条の三第一項若しくは第二項」に、 「第百三十四条第二項」を「第百三十四条の二第一項」 に改め、 同項

を同条第一項とし、同条第三項中「第百二十六条第一項の審判」 を「訂正審判」 に改め、 同項を同条第二

項とする。

第二十三条第一項及び第二十四条中「、特許異議の申立てについての審理及び決定」を削る。

第二十八条第一項中「決定若しくは」を削る。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 二以上の発明については、 経済産業省令で定める技術的関係を有することにより発明の単一

性の要件を満たす一群の発明に該当するときは、 一の願書で特許出願をすることができる。

第四十一条第二項中「第百二十六条第四項」を「第百二十六条第五項」に、 ¬ , 第百二十条の四第三項

及び第百三十四条第五項」を「及び第百三十四条の二第五項」に改める。

第五十三条第三項中「第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」 に改める。

第五十四条第一項中「特許異議の申立てについての決定若しくは」を削る。

第六十五条第四項中「、 第百十四条第二項の取消決定が確定したとき」を削る。

第六十六条第五項及び第六項を削る。

第七十一条第三項中「及び第二項本文」を「、第百三十一条の二第一項本文」 に改める。

第八十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、 「であつて、第百二十三条第一項の審判」を「であつ

特許無効審判」に、「同項各号」を「第百二十三条第一項各号」に改め、同項第三号中「第百二十三

条第一項の審判」を「特許無効審判」に改める。

第百七条第一項の表下欄中「一万三千円」を「二千六百円」に、「千百円」を「二百円」に、「二万三

百円」を「八千百円」に、 「千六百円」を「六百円」に、「四万六百円」を「二万四千三百円」に、

千二百円」を「千九百円」に改め、同条第二項中「又は独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年

法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。) であつてその業務の内容その

他の事情を勘案して政令で定めるもの」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若し

くは免除 (以下この項において「減免」という。) を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分

の定めがあるときは、 第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金

(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額) にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た

額とし、 国以外の者がその額を納付しなければならない。

額

第百七条第四項を削り、 同条第五項を同条第四項とし、 同条第六項を同条第五項とする。

第百十一条第一項第二号及び同条第二項中「第百十四条第二項の取消決定又は」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第百十三条から第百二十条まで削除

第百二十一条の見出しを「(拒絶査定不服審判)」 に改め、 同条第一項中「審判」 を「拒絶査定不服審

判 に改め、 同条第二項中「前項の審判」 を「拒絶査定不服審判」 に 「同項に」を「前項に」に改める。

に改め、 第百二十三条の前の見出しを「(特許無効審判)」に改め、 同項第八号中「第二項から第四項まで (第百二十条の四第三項又は第百三十四条第五項」を「第 同条第一項中「審判」を「特許無効審判」

三項から第五項まで(第百三十四条の二第五項」に、「、第百二十条の四第二項ただし書又は第百三十四

条第二項ただし書」 を「又は第百三十四条の二第一項ただし書」に改め、 同条第三項中「第 項 の審 判

改め、 を「特許無効審判」 同 :項を同条第三項とし、 に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第一項の次に次の一 同条第二項中「前項 項を加える。 の審判」 を「特許無効審判」

2 特許無効審判は、 何人も請求することができる。 ただし、特許が前項第二号に該当すること (その特

許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は同項第六号に該当することを理由とするも

のは、利害関係人に限り請求することができる。

第百二十五条の二の見出しを「(延長登録無効審判)」 に改め、 同条第一項中「一に」を「いずれかに

に 審判」 を 「延長登録無効審判」 に改め、 同条第二項中「第百二十三条第二項及び第三項」 を「第

百二十三条第三項及び第四項」に、 _ 前項の審判」 を「延長登録無効審判」 に改める。

に

第百二十六条の前の見出しを「(訂正審判)」に改め、 同条第一 項中「、 特許異議の申立て又は第百二

十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」を削り、 同条第五項中「第一項の審判」を「訂正審判」に、 「取消決定により取り消され、又は第百二十三条第一 「審判を」を「訂正審判を」に改め、

項の審判」 を「特許無効審判」 に改め、 同項を同条第六項とし、 同条第四項中「及び第二号の場合」を「

又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条第三項を同条第四項と

同条第二項中「前項」 を「 第一項」 に改め、 _ 同項ただし書第二号」の下に「に掲げる事項を目的と

する訂正」 訂正審判は、 を加え、 特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は、 同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 請求すること

2

ができない。ただし、 特許無効審判の審決に対する訴えの提起があつた日から起算して九十日の期間内

(当該事件について第百八十一条第一項の規定による審決の取消しの判決又は同条第二項の規定による

審決の取消しの決定があつた場合においては、その判決又は決定の確定後の期間を除く。) は、この限

りでない。

第百二十七条中「前条第一項の審判」 を「訂正審判」 に改める。

第百三十一条第二項を次のように改める。

2 特許無効審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由は、 特許を無効にする根拠とな

る事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければなら

ない。

第百三十一条第三項中「第百二十六条第一項の審判」 を「訂正審判」 に改め、 同条の次に次の一条を加

える。

審判請求書の補正)

第百三十一条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、 その要旨を変更するものであつて

はならない。ただし、当該補正が、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げ

る請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでな

ι'n

2 審判長は、 特許無効審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由 の補正がその

要旨を変更するものである場合において、 当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明ら

かなものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、 当

該補正を許可することができる。

当該特許無効審判において第百三十四条の二第一項の訂正の請求があり、その訂正の請求により請

求の理由を補正する必要が生じたこと。

前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことに

つき合理的な理由があり、 被請求人が当該補正に同意したこと。

その補正に係る手続補正書が第百三十四条第一項の規定による請求書の副本の

送達の前に提出されたときは、これをすることができない。

3

前項の補正の許可は、

4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第百三十二条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」を「特許無効審判又

は延長登録無効審判」に改める。

第百三十三条第一項中「第百三十一条第一項又は第三項」を「第百三十一条」に改め、 同条第三項中「

しないとき」の下に「、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するとき」を加える。

第百三十四条第二項を次のように改める。

2 審判長は、 第百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手

続補正書の副本を被請求人に送達し、 相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければな

被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情がある

ときは、この限りでない。

らない。

ただし、

第百三十四条第三項中「第一 頂 の下に「又は前項本文」 を加え、 「又は前項の訂正の請求書に添付さ

れた訂正した明細書、 特許請求の範囲若しくは図面」 を削り、 同条第五項を削り、 同条の次に次の二条を

加える。

特許無効審判における訂正の請求)

第百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、 前条第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項

又は第百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、 願書に添付した明細書、 特許請求 の範

囲又は図面の訂正を請求することができる。 ただし、 その訂正は、 次に掲げる事項を目的とするものに

限る。

- 特許請求の範囲の減縮
- 誤記又は誤訳の訂正
- \equiv 明りようでない記載の釈明
- 2 審判長は、 前項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、 特許請求の範囲又は図面を受
- 理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

3

審判官は、

第

一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、

又は第五項にお

いて

読み替えて準用する第百二十六条第三項から第五項までの規定に適合しないことについて、

- 正の請求を認めないときは、 参加人が申し立てない理由についても、 審判長は、 審理の結果を当事者及び参加人に通知し、 審理することができる。この場合において、 相当の期間を指定し 当該理由により訂
- Ţ 意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- 4 第 一 当該先の請求は、 項 の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは 取り下げられたものとみなす。
- 5 第百二十六条第三項から第六項まで、 第百二十七条、第百二十八条、第百三十一条第一項及び第三項

当事者又は

第百三十一条の二第一項並びに第百三十二条第三項及び第四項の規定は、 第 一 項の場合に準用する。

この場合において、第百二十六条第五項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、

効審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決等があつた場合における訂正の請求)

第百三十四条の三 審判長は、 特許無効審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。) に 対

する第百八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、 同条第五項の規定により審理を開始 する

その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、 被請求-人に対

Ų 願書に添付した明細書、 特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定するこ

とができる。

2 審判長は、 第百八十一条第二項の規定による審決の取消しの決定が確定し、 同条第五項の規定により

審理を開始するときは、 被請求人に対し、願書に添付した明細書、 特許請求の範囲又は図面 の訂正を請

求するための相当の期間を指定しなければならない。 ただし、 当該審理 の開始の時に、 当該事件につい

て第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に請求された訂正審判の審決が確定している場合は、

この限りでない。

- 3 合において、 特許無効審判 前二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求をするときは、 の被請求人は、 第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判を請求した場 その訂正
- 審判の 請求書に添付した訂正した明細書、 特許請求の範囲又は図面を援用することができる。
- 4 第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合におい ζ 第 項又は
- は 第二項の規定により指定された期間 取り下げられたものとみなす。 ただし、 内に前条第一 訂正の請求の時にその訂正審判の審決が確定して 項の訂正の請求がされたときは、 その訂す 正審判 しし る場合 の 請求
- は、この限りでない。
- 5 第百二十六条第二項ただし書に規定する期間内に訂正審判の請求があつた場合において、第一項又は
- 第二項の規定により指定された期間内に前条第一項の訂正の請求がされなかつたときは、 その期間 の末
- その訂正 審判の請求書に添付された訂正した明細書、 特許請求の範囲又は図面を第三項 の規定に
- の審決が確定している場合は、 この限りでない。

より援用した同条第一

項の訂

正の請求がされたものとみなす。

ただし、

その期間の末日にその訂正審判

第百三十九条第一号及び第二号中「、参加人若しくは特許異議申立人」を「若しくは参加人」 に改め、

同条第三号中「、参加人又は特許異議申立人」を「又は参加人」に改め、 同条第五号中「、参加人若しく

は特許異議申立人」を「若しくは参加人」に改める。

第百四十五条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」

を「特許無効審判及

び延長登録無効審判」に改める。

第百五十五条第三項中「第百二十三条第一項の審判」 を「特許無効審判」

に改める。

第百五十八条の前の見出し中「拒絶査定に対する審判」 を「拒絶査定不服審判」 に改め、 同条中

二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改める。

第百五十九条及び第百六十条第一項中「第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」 に改める。

第百六十一条中「及び第五項」を「、第百三十四条の二、第百三十四条の三」に、「並びに」を「及び

に、「第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」 に改める。

第百六十二条並びに第百六十三条第一項及び第二項中「第百二十一条第一項の審判」 を「拒絶査定不服

審判」に改める。

第百六十五条の前の見出し中「訂正の審判」 を「訂正審判」に改め、 同条中「第百二十六条第一項の審

判」を「訂正審判」に、「同項ただし書各号」を「第百二十六条第一項ただし書各号」に、 「同条第二項

から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改める。

第百六十六条中「及び第五項」を「、第百三十四条の二、第百三十四条の三」に、 「並びに」を「及び

」に、「第百二十六条第一項の審判」を「訂正審判」に改める。

第百六十七条中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一 項の審判」 を「特許無効審判又は延長

登録無効審判」に改める。

第百六十八条第一項中「特許異議の申立てについての決定若しくは」を削る。

第百六十九条第一項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」を「特許無効審判及

び延長登録無効審判」に改め、同条第三項中「第百二十一条第一項又は第百二十六条第一項の審判」を「

拒絶査定不服審判及び訂正審判」に改める。

第百七十一条第一項中「確定した取消決定及び」を削る。

第百七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「取消決定又は」 を削る。

二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項の審判」を「特許無効審判又は延長登録無効審判」に改め、 二第一項本文」に、 第百七十四条第一項を削り、同条第二項中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項、 同条第三項中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文」に、 「第百二十一条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に改め、 同項を同条第一項と 第百三十一条の 「 第 百

条の二第一項本文」に、 同項を同条第二項とし、 「第百二十六条第一項の審判」 同条第四項中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項及び第三項、第百三十一 を「訂正審判」 に改め、 同項を同条第三項とし、

同条第五項を同条第四項とする。

第百七十五条及び第百七十六条中「取り消し、若しくは」及び「取消決定又は」を削る。

に改め、 第百七十八条第一項中「取消決定又は」及び「特許異議申立書又は」を削り、「若しくは」を「又は」 同条第二項中「当該特許異議の申立てについての審理、 審判」を「当該審判」に改める。

第百七十九条中「第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項の審判」 を「特許無効審判若し

くは延長登録無効審判」に改める。

第百八十条の次に次の一条を加える。

(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

第百八十条の二 裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、 特許庁長官に

対し、 当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

2 特許庁長官は、 第百七十九条ただし書に規定する訴えの提起があつたときは、 裁判所の許可を得て、

裁判所に対し、 当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、 意見を述べることがで

きる。

3 特許庁長官は、 特許庁の職員でその指定する者に前二項の意見を述べさせることができる。

第百八十一条の見出し中「取消」を「取消し」 に改め、 同条第一 項中「訴」を「訴え」 に改め、 同条第

|項中「前項の規定による審決又は決定の取消の判決」を「第一項の規定による審決若しくは決定の取消

の判決又は第二項の規定による審決の取消しの決定」に改め、 同項を同条第五項とし、同条第一項の次

に次の三項を加える。

2 許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求し、 裁判所は、 特許無効審判の審決に対する第百七十八条第一項の訴えの提起があつた場合において、 又は請求しようとしているこ 特

とにより、 当該特許を無効にすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であ

ると認めるときは、 事件を審判官に差し戻すため、決定をもつて、当該審決を取り消すことができる。

前項の規定による決定をするときは、当事者の意見を聴かなければならない。

4 第二項の決定は、審判官その他の第三者に対しても効力を有する。

3

裁判所は、

第百八十四条の十八中「、 特許異議の申立て及び第百二十三条第一項の審判」

を「及び特許無効審判」

に改め、 「、第百十三条第一号及び第五号」及び「、第百十三条第五号」 を削る。

「並びに第百二十六条第一項の審判」を「及び訂正審判」に、 「同条第二項」を「第百二十六条第

第百八十四条の十九中「第百二十条の四第二項及び第百三十四条第二項」を「第百三十四条の二第一項

三項」に改める。

第百八十五条中「第百十四条第三項(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)、第百二十

「第百二十六条第五項 (第百三十四条第五項」

を「第百二十

三条第二項」を「第百二十三条第三項」に、

六条第六項 (第百三十四条の二第五項) に 「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」 に改める。

第百八十六条第一項第二号中「第百二十一条第一項の審判」 を「拒絶査定不服審判」 に改め、 同項第三

号中「第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項の審判」 を「特許無効審判若しくは延長登録

無効審判」に改める。

第百九十三条第二項第五号中「特許異議の申立て若しくは」を削り、同項第六号中「特許異議の申立て

についての確定した決定、 審判の確定審決」を「審判」 に改め、 確定した決定若しくは」 を削

第百九十四条第一項中「、特許異議の申立て」を削る。

第百九十五条第四項中「 国等」 を「 国」 に改め、 同条第五項を削り、 同条第六項中「国等」 を 国

政令で定めるもの」 を「出願 審査 の請求の手数料以外の政令で定める手数料」 に改め、 同項を同条第

五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 特許を受ける権利が国又は次条の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減

若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて

持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべ

き出 願 審査の請求の手数料は、 同項の規定にかかわらず、 国以外の各共有者ごとに同項に規定する出願

審査の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、 その減免後の金額)にその持分の割合を乗じ

に

て得た額を合算して得た額とし、 国以外の者がその額を納付しなければならない。

第百九十五条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、 同条第八項の次に次の二項

を加える。

9 出 願 審査の請求をした後において、 次に掲げる命令、 通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるま

での間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、 第二項の規定により納付すべき出願審

查 の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第七項の規定による命令

一 第四十八条の七の規定による通知

三 第五十条の規定による通知

四 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

10 前項 の規定による手数料の返還は、 特許出願が放棄され、 又は取り下げられた日から六月を経過した

後は、請求することができない。

第百九十五条の四中「、 取消決定」 及び「特許異議申立書又は」 を削り、 「若しくは」を「又は」 に改

める。

第百九十七条中「、特許異議の申立てについての決定」を削る。

第百九十九条第二項中「特許異議の申立てについての決定若しくは」を削る。

第二百二条中「、第百十九条(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。

) 及び第百七十四条

第二項から第四項まで」を「及び第百七十四条第一項から第三項まで」に改める。

別表第一号中「二万千円」を「一万六千円」に改め、 同表第二号中「三万五千円」を「二万六千円」に

改め、 同表第三号及び第四号中「二万千円」を「一万六千円」に改め、同表第六号中「八万四千三百円」

を「十六万八千六百円」に、「二千七百円」を「四千円」に改め、 同表第十一号及び第十二号を削り、 同

表第十三号を同表第十一号とし、同表第十四号を同表第十二号とし、同表第十五号中「請求をする者」の

下に「(その訂正の請求をすることにより、第百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取

り下げられたものとみなされる場合を除く。)」を加え、同号を同表第十三号とし、同表第十六号を同表

第十四号とする。

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

二以上の考案については、経済産業省令で定める技術的関係を有することにより考案の単一性の

要件を満たす一群の考案に該当するときは、一の願書で実用新案登録出願をすることができる。

第十二条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項中「第三十七条第一項の審判」 を「 実用新案登録

無効審判」に改める。

第三十一条第二項中「又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一

項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で

定めるもの」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の登録料は、 実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料

の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合で

あつて持分の定めがあるときは、 第一項の規定にかかわらず、 国以外の各共有者ごとに同項に規定する

登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合

算して得た額とし、 国以外の者がその額を納付しなければならない。

第三十一条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十七条の見出しを「(実用新案登録無効審判)」に改め、 同条第一項中「一に」を「いずれかに」

に 審判」を「実用新案登録無効審判」 に改め、 同条第三項中「第一項の審判」 を「実用新案登録無効

同条第二項中「前項の審判」

を「実用新案登録無効審判」

に改め

同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。 審判」

に改め、

同項を同条第四項とし、

2 実用新案登録無効審判は、 何人も請求することができる。ただし、 実用新案登録が前項第二号に該当

すること (その実用新案登録が第十一条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してさ れたときに限る。)又は前項第五号に該当することを理由とするものは、 利害関係人に限り請求するこ

とができる。

第三十八条第二項を次のように改める。

2 前項第三号に掲げる請求の理由は、 実用新案登録を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、か

立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(審判請求書の補正)

第三十八条の二 前条第一項の規定により提出した請求書の補正は、その要旨を変更するものであつては ならない。ただし、次項の規定による審判長の許可があつたときは、この限りでない。

2 審判長は、 前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合におい

当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、 かつ、 当該補 正に係

る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があると認めるときは

被請求人が当該補正に同意した場合に限り、 決定をもつて、当該補正を許可することができる。

その補正に係る手続補正書が次条第一項の規定による請求書の副本の送達の前

に提出されたときは、これをすることができない。

3

前項の補正の許可は、

4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第三十九条第三項を同条第四項とし、 同条第二項中「前項」 を「第一項又は前項本文」に、 「第三十七

条第一項の審判」 を「実用新案登録無効審判」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一

項を加える。

2 審判長は、 前条第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書 の副

本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。 ただ

被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、 この

限りでない。

第四十五条第一

第四十条の二第一項中「第三十七条第一項の審判」を「実用新案登録無効審判」 に改める。

を「第百七十四条第二項及び第四項」

に

「 第

項中「第百七十四条第三項及び第五項」

百七十四条第三項中「第百三十一条」を「第百七十四条第二項中「第百三十一条第一項、第百三十一条の

二第一項本文」に、「第三十八条及び第三十九条」を「第三十八条第一項、第三十八条の二第一項本文」

と、「第百三十四条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第三十九条第一項、第三項及び第四項」に

改める。

第四十七条第二項中「及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、 出訴の通知、 審決又は決定

の取消及び」を「、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、 出訴の通知及び審決取消訴訟にお

ける特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項 (審決又は決定の取消し)並びに第百八十二条

(」に改める。

第四十八条の十四中「実用新案登録の無効の審判」を「実用新案登録無効審判」に改める。

第五十条の二中「第三十七条第二項」を「第三十七条第三項」に、 「第百七十四条第三項」 を「第百七

十四条第二項」に改める。

第五十四条第三項中「国等」 を「 国」 に改め、 同条第四項を削り、 同条第五項中「国等」を「国」 に

政令で定めるも ٥ を「実用新案技術評価の請求の手数料以外の政令で定める手数料」 に改め、 同項を

同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用

新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除 (以下この項において「減免」という。) を受ける者

を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は

新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価 の請求の手数料 İψ 同

項の規定にかかわらず、 国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金

額 (減免を受ける者にあつては、 その減免後の金額) にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た

額とし、 国以外の者がその額を納付しなければならない。

第六十二条中「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」 に改める。

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法 (昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第四項中「第四十七条第一項の審判」 を「補正却下決定不服審判」 に改める。

第三十条第一項中「一に」

を「いずれかに」

に

「であつて、

第四十八条第一項

Ó

審判」

を「であつて

意匠登録無効審判」 に 「同項各号」を「第四十八条第一項各号」に改め、 同項第三号中「第四十八条

第一項の審判」を「意匠登録無効審判」に改める。

第四十二条第二項中「又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一

項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。) であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で

定めるもの」を削り、 同条第三項を削り、 同条第四項中「国等(国又は第二項の政令で定める独立行政法

人をいう。 第六十七条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の者 (国及び第二項の政令で定める

独立行政法人以外の者をいう。 国等以外の者の」を「国以外の者の」に、 以下この項及び同条第五項において同じ。 「国等以外の者が」を「国以外の者が」に改め、)」を「国と国以外の者」 同項を同条 に

第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条の見出しを「(拒絶査定不服審判)」 に改め、 同条第一項中「審判」 を「拒絶査定不服 審判

に改め、 同条第二項中「 前項の審判」 を「拒絶査定不服審判」 に _ 同項に」 を「前項に」 に改める

不服 審判」 に改め、 同条第二項中 前項の審判を」 を「 補正却下決定不服 審判 <u>ე</u> に改める

第四十七条の見出しを「

(補正却下決定不服審判)」

に改め、

同条第

項中「

審

判

をっ

補正却

第四十八条の前の見出しを「(意匠登録無効審判)」 に改め、 同条第一 項中「一に」 を「 ずず ħ かに」

に 審判」を「意匠登録無効審判」に改め、 同条第三項中「第一 項の審判」を「意匠登録無効審判」に

改め、 同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の審判」を「意匠登録無効審判」 に改め、 同項を同条

第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2

その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限 意匠登録無効審判は、 何人も請求することができる。 ただし、 意匠登録が前項第一号に該当すること

) 又は前項第三号に該当することを理由とするものは、 利害関係人に限り請求することができる。

第五十条第一項中「第四十六条第一項の審判」を「拒絶査定不服審判」に、 「第四十七条第一項の審判

を「補正却下決定不服審判」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十六条第一項の審判」を「拒絶査

定不服審判」に改める。

第五十一条の見出しを「(補正却下決定不服審判の特則)」に改め、 同条中「第四十七条第一項の審判

」を「補正却下決定不服審判」に改める。

第五十二条中「第百三十二条から第百三十三条の二まで、第百三十四条第一項、 第三項及び第四項」 を

第百三十一条の二 (第二項第一号を除く。) から第百三十四条まで」に改め、同条後段を次のように改

める。

この場合において、同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」とあり、及び同法第百六十九条第三項

中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、 「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」

読み替えるものとする。

第五十七条第一項中「第四十六条第一項の審判」 を「拒絶査定不服審判」 に改め、 同条第二項中「第四

十七条第一項の審判」を「補正却下決定不服審判」に改める。

第五十八条第一項中「第百七十四条第五項」を「第百七十四条第四項」に改め、 同条第二項中「第百三

十一条」を「第百三十一条第一項、第百三十一条の二第一項本文」に、「第四十六条第一項の審判」を「

拒絶査定不服審判」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、 同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」 とあるのは、

「 拒

絶査定不服審判」と読み替えるものとする。

第五十八条第三項中「第百三十一条」を「第百三十一条第一項、 第百三十一条の二第一項本文」

第四十七条第一項の審判」を「補正却下決定不服審判」に改め、 同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」とあるのは、 補

正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

第五十八条第四項中「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」に、 「第四十八条第一項の審判

| を「意匠登録無効審判」に改める。

第五十九条第二項中「及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、 出訴の通知、 審決又は決定

ける特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二条 の取消及び」を「、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、 出訴 の通知及び審決取消訴訟にお

(」に改める。

第六十三条第一項第三号中「第四十六条第一項又は第四十七条第一項の審判」 を「拒絶査定不服審判又

は補正却下決定不服審判」 に改め、 同項第四号中「第四十八条第一 項の審判」 を「 意匠登録無効審判」 に

改める。

第六十七条第三項中「国等」を「国」 に改め、 同条第四項を削り、 同条第五項中「国等」 を「 国」 に改

め、 同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、 第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十八条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」 とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正

却下決定不服審判」 Ļ 同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正

却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

第七十五条中「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」 に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、 「登録異議の申立てについての決

定若しくは審決」と読み替えるものとする。

第四十条第三項中「又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項

に規定する独立行政法人をいう。 以下同じ。)であつてその業務の内容その他の事情を勘案して政令で定

めるもの」を削り、 同条第四項を削り、同条第五項中「国等 (国又は第三項の政令で定める独立行政法人

をいう。 第七十六条第三項及び第五項において同じ。)と国等以外の者 (国及び第三項の政令で定める独

立行政法人以外の者をいう。以下この項及び同条第五項において同じ。)」を「国と国以外の者」に、

国等以外の者の」 を「国以外の者の」に、 「国等以外の者が」を「国以外の者が」に改め、 同項を同条第

四項とし、 第四十一条の二第五項中「第六項まで」 同条第六項を同条第五項とし、 を「第五項まで」に改める。 同条第七項を同条第六項とする。

第五十六条第一項中「第百三十一条第一項及び第二項」を「第百三十一条第一項、 第百三十一条の二第

「項」に改め、同項後段を次のように改める。

あり、 法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」 参加人」 商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、 同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」 る同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、 とあるのは「当事者、 項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき」と、 項又は第五十三条の二の審判」と、同法第百三十九条第一号、 とあるのは の場合において、同法第百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合におけ 及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」 とあるのは「当事者、 「商標法第四十六条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法第五十六条第 参加人又は登録異議申立人」 参加人若しくは登録異議申立人」 第五十一条第一項、 ڔ 又は次項の規定による審判長の許可があつたと 同法第百六十一条中「拒絶査定不服審判」と と、同条第三号中「当事者又は参加 第二号及び第五号中「当事者若しくは 第五十二条の二第一項、 とあるのは「商標法第四十四 とあり、 第五十三条第 とある 並びに同 のは、

条第一項又は第四十五条第一項の審判」と、 同法第百六十八条第一項中「 他の審判の審決」 とあるのは

「登録異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決」と読み替えるものとする。

第六十条の二第一項中「及び第二項」を「、第百三十一条の二第一項本文」に、 「並びに第百五十六条

」を「及び第百五十六条」に改める。

第六十一条中「第百七十四条第三項及び第五項」を「第百七十四条第二項及び第四項」 に 「同条第三

項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項」とあるのは、 _ を「同法第百七十三条第 一項及

とあるのは「取消決定又は審決」と、

同法第百七十四条第二

項

び第三項から第五項までの規定中「審決」

中 「特許無効審判又は延長登録無効審判」 とあるのは」に改め、 「第五十三条の二」の下に「の審判」 を

加える。

第六十三条第二項中「及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、 出訴の通知、 審決又は決定

の取消し及び」を「、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、 出訴の通知及び審決取消訴訟に

おける特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し)並びに第百八十二

「この場合において」の下に「、同法第百七十八条第二項中「当該審判」

とあるのは「当

条

に改め、

該登録異議 の申立てについ ての審理、 審判」と」を加え、 「第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の

二第一項」とあるのは、」を「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは」に、 「又は第五十

三条の二」を「若しくは第五十三条の二の審判」に改める。

第六十五条の七第三項中「第六項まで」 を「第五項まで」 に改める。

第六十九条中「第百七十四条第三項」 を「第百七十四条第二項」 に改める。

第七十六条第三項中「国等」 を「 国」 に改め、 同条第四項を削り、 同条第五項中「国等」を「 国 に改

め

同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、

第七十七条第二項中「この場合において」の下に「、同法第六条第一項第一号中「出願審査の請求」 ع

あるのは「登録異議の申立て」と、同法第七条第四項中「相手方が請求した審判又は再審」

とあるのは「

その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しく

は と」を加え、 「第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」 に改め、 「第四十五条第 頂 の

下に「の審判」 を、 「除く。)」と」の下に「、 同法第二十三条第一項及び第二十四条中「 審判」 とある

のは 「登録異議の申立てについての審理及び決定、 審判」 Ļ 同法第百九十四条第一項中「審判」 とある

第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ

のは「登録異議の申立て、審判」と」を加える。

第八十三条中「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」 に改める。

附則第九条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十四条第一項中「審決」とあるのは、 「登録異議の申立てについての決

定若しくは審決」と読み替えるものとする。

附則第十七条第 一項中「第百三十一条第一項及び第二項」 を「第百三十一条第一項、 第百三十一条の二

第一項」に改め、同項後段を次のように改める。

の 場合において、 同法第百三十一条の二第一項中「特許無効審判以外の審判を請求する場合におけ

る同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたと とあるのは 「商標法附則第十四条第一項の審判以外の審判を請求する場合における同法附則第十七

項において準用する特許法第百三十一条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき」

Ļ 同法第百三十二条第一項及び第百六十七条中「特許無効審判又は延長登録無効審判」 とあり、 並び

に同法第百四十五条第一項及び第百六十九条第一項中「特許無効審判及び延長登録無効審判」 とあるの

三項中「第百二十三条第一項又は第百二十五条の二第一項」 決 は 附則第二十条中 則第十三条にお 参加人」とあるのは「当事者、 しくは参加人」とあるのは「当事者、 とあり、 とあるのは 商標法附則第十四条第一項の審判」 及び同法第百六十九条第三項中「拒絶査定不服審判及び訂正審判」 「 登録 「第百七十四条第三項及び第五項」 いて準用する第四十四条第一項の審判」 異議の申立てについ 参加人又は登録異議申立人」と、同法第百六十一条中「拒絶査定不服 参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は ڔ ての決定若しくは他の審判の審決」 同法第百三十九条第一号、 を「第百七十四条第二項及び第四 ڔ を「同条第二項中「特許無効審判又は延長登 同法第百六十八条第一項中「 第二号及び第五号中「当事者若 と読み替えるも とあるのは「商標 頂 他 に の 審判 のとする。 同 . 条 第 法附 の 審

十二条(」に、 訟における特許庁長官の意見)、第百八十一条第一項及び第五項(審決又は決定の取消し) 決定の取消し及び」を「、第百七十九条から第百八十条の二まで(被告適格、 附則第二十二条第二項中「及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、 「第百二十三条第一項若しくは第百二十五条の二第一項」を「特許無効審判若しくは延長 出訴 出訴の通知、 の通知及び審決取消 並び 審決又は に第百八

録

無効審判」に改め、

「附則第十四条第一項」の下に「の審判」

を加える。

登録無効審判」 に改め、 「附則第十四条第一項」の下に「の審判」 を加える。

附則第二十七条第二項中「第百二十一条第一項」を「拒絶査定不服審判」に改め、 「第四十四条第一項

」の下に「の審判」を加える。

附則第三十条中「第百七十四条第三項」を「第百七十四条第二項」に改める。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように

改正する。

第二条中「場合において、 日本国民等を代表者とするときその他経済産業省令で定める要件に該当する

」を削る。

第三条第二項第二号中「、国籍及び住所又は居所」を「並びにその国籍及び住所又は居所 (出願人が二

人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍及び住所又は居所)」

に改め、 同項第四号及び第五号を削り、 同項第六号を同項第四号とする。

第四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、 同項第二号中「又は第四号」を削り、 同条第二項中

「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、 同項第二号中「(次項に規定する

場合を除く。)」を削り、 同項第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項を削る。

第十条第一項中「出願人は」の下に「、 経済産業省令で定める期間内に」 を加え、 同条第二項中「国際

予備審査の結果を利用すべき指定国(以下「選択国」という。)の国名その他」 を削る。

第十四条中「、選択国の記載がないこと」を削る。

第十八条第四項中「第百九十五条第四項から第十項まで」 を「第百九十五条第四項、 第五項、 第七項、

第八項、第十一項及び第十二項」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のように改正

する。

第十一条中「特許法第六十六条第五項又は」を削る。

第四十条第一項中「次に掲げる者は」の下に「、政令で定める場合を除くほか」 を加え、 同条第三項中

するものである場合におけるものに限る。) 、意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人 (当該手 立行政法人(当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合におけるものに限る。 数料が意匠登録に関するものである場合におけるものに限る。) 又は商標法第四十条第三項に規定する独 ものに限る。)、 特許法第百七条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が特許に関するものである場合にお 実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法人 (当該手数料が実用新案登録 に関 ける

4 特許 権 実用 新案権、 意匠権若しくは 6商標権、 特許、 実用新案登録若しくは意匠登録を受け る権

を削り、

同条第四項を次のように改める。

利について第一項第一号の規定により納付すべき手数料 (政令で定めるものに限る。) は、 の者がその額を納付しなければならない。 商標登録出願により生じた権利又は防護標章登録に基づく権利(以下この項において「 定にかかわらず、 が国と国以外の者との共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、 同項に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、 ただし、 指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求 国と国以外の者が自己の権 権利」とい 第 項 国 以外 の規 利

める場合は、

この限りでない。

第四十条第五項を削り、 同条第六項を同条第五項とし、 同条第七項を同条第六項とし、 同条第八項中「

第百九十五条第九項及び第十項」を「第百九十五条第十一項及び第十二項」に改め、 同項を同条第七項と

する。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正)

第七条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律 (平成十年法律第

五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「国立大学 (学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であって国が設置す

るもの並びに国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。 以下この条にお いて

同じ」を「国の試験研究機関であって政令で定めるもの(以下「特定試験研究機関」という」に、 「 文 部

科学大臣」を「当該特定試験研究機関を所管する大臣」に改め、 同条第二項及び第三項中「文部科学大臣

を「特定試験研究機関を所管する大臣」に改め、 同条第四項各号中「国立大学」を「特定試験研究機関

に改め、 同条第五項を削り、 同条第六項中「(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。 を削り、

第四項に」を「前項に」に、 「国立大学」を「特定試験研究機関」に、 「又は第二項」を「から第三項

まで」 に改め、 同項を同条第五項とし、 同項の次に次の一項を加える。

6 第四項に規定する特許権又は前項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者と

の共有に係る場合における特許法第百九十五条第一項又は第二項の規定による手数料(出願審査 一の請求

の手数料以外の政令で定める手数料に限る。)の納付については、 認定事業者を国とみなして同条第五

項の規定を適用する。

第十二条第七項を削り、 同条第八項中「第六項」 を「 第五項」 に改め、 同項を同条第七項とし、 同項の

次に次の一項を加える。

8 第四項に規定する特許権又は第五項に規定する特許を受ける権利が認定事業者と認定事業者以外の者

との共有に係る場合における工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条第一項の規定によ

る手数料(前項の政令で定めるものに限る。)の納付については、 認定事業者を国とみなして同条第四

項の規定を適用する。

第十二条第九項を次のように改める。

9 第四項から前項までの規定は、 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関

条第二項」と、 する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利、 第百二十一号) 事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関における技術に関する研究成果に係る実用新案権であっ おける技術に関する研究成果に係る実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権及び認定 て当該認定事業者に属するものに準用する。この場合において、 第六項中「 出 特許法第百九十五条第一項又は第二項」 第百七条第二項」とあるのは「実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十三号) 第三十一 |願審査 第五項中「特許法第百九十五条第四項」 の請求の手数料」 とあるのは「実用新案技術評価 認定事業者が国から譲渡を受けた特定試験研究機関に とあるのは とあるのは「 第四項中「特許法 (昭和三十四年法律 「実用新案法第五十四条第一 実用新案法第五十四条第三項」と の請求の手数料」 ڔ 項又は 同条第

第十二条第十項を削る。

とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 行政法人をいう。)であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるもの 独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第二条第一 項に規定する独立 (以下「試験研

究独立行政法人」という。)における技術に関する研究成果について、 当該研究成果に係る試験研究独

立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、 当該特許権又は当該特許を受ける権

利に基づいて取得した特許権についての譲渡、 専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の

活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業(以下「試験研究独立行政法人技術移転事業」 とり

)を行う者は、 当該試験研究独立行政法人を所管する大臣に申請して、 その事業が次の各号のいず

れにも適合している旨の認定を受けることができる。

当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明を自ら実施するものでないこと。

 \equiv の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないことその他当該事業を適正に行うに必要 当該特許権又は当該特許を受ける権利に係る発明に関する民間事業者への情報の提供において特定

な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 前条第二項及び第三項の規定は前項の規定による認定に準用する。

特許庁長官は、 第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施

3

するときは、 政令で定めるところにより、 特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの

各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

4 特許庁長官は、第一項の認定を受けた者が同項に規定する試験研究独立行政法人技術移転事業を実施

するときは、政令で定めるところにより、自己の特許出願について特許法第百九十五条第二項の規定に

より納付すべき出願審査 |の請求の手数料を軽減し、 又は免除することができる。

同条第三項中「特定試験研究機関」

の下に「又は試験研究独立行政法人」

を加

第十四条第二項を削り、

え、 前条第一項」 を「認定事業者又は前条第一項」 に改め、 同項を同条第二項とする。

附則第三条を附則第四条とし、 附則第二条の次に次の一条を加える。

(承認事業者に係る特許料等に関する特例措置等)

承認事業者が国立大学法人 (国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)、

大学共同利用機関法人 (同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。) 又は独立行政法人国立

高等専門学校機構から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利(産業技術力強化法 (平成十二年

法律第四十四号)附則第三条第一項各号に掲げるものに限る。) 又は当該特許を受ける権利に基づいて

第四十条第一項 業者に属するものについて特許法第百七条第一項の規定により納付すべき特許料、 取得した特許権(平成十九年三月三十一日までにされた特許出願(同年四月一日以後にする特許出願で り同年三月三十一日までにしたものとみなされるものを除く。) に係るものに限る。) であって承認事 項若しくは第二項の規定により納付すべき手数料又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定によ 第百九十五条第四項及び第五項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第 の規定により納付すべき手数料の納付については、 承認事業者を国とみなして特許法第 同法第百九十五条第

(産業技術力強化法の一部改正)

四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

第八条 第十六条第一項に次の二号を加える。 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

定する独立行政法人であって、高等専門学校を設置する者であるもの以外のものをいう。 その特許発明が独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一 以下この条 項に規

にお いて同じ。)であって試験研究に関する業務を行うものとして政令で定めるものの役員又は その

職員 (のうち専ら研究に従事する者 (以下この条において「独立行政法人研究者」という。) がした職

務発明である場合において、その独立行政法人研究者から特許を受ける権利を承継した当該独立行政

法人

四 その特許発明が公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、 研究所その他の機関 (学校教

育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。)であって、 試験研究に関する業務を行うものを いう

以下この条において同じ。)の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条に お 61

公設試験研究機関研究者」という。) がした職務発明である場合において、 その公設試験研究機関

研究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

第十六条第二項に次の二号を加える。

その発明が独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、 その独立行政法人研究者から

特許を受ける権利を承継した当該独立行政法人

兀 その発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、 その公設試験研究機関研

究者から特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十六年一月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定

める日から施行する。

一 附則第十八条の規定 公布の日

第一条中特許法第百七条、 第百九十五条並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の改正規定、 第

二条中実用新案法第三十一条及び第五十四条の改正規定、 第三条中意匠法第四十二条及び第六十七条の

改正規定、第四条中商標法第四十条、第四十一条の二、第六十五条の七及び第七十六条の改正規定、 第

五条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条の改正規定、第六条中工業所有権に関す

る手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。) 並びに第七条及び

第八条の規定並びに附則第二条第二項から第六項まで、 第三条第二項及び第三項、 第四条第一項、 第五

条第一 項 第七条から第十一条まで、第十六条並びに第十九条の規定 平成十六年四月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第三十七条の規定は、 この法律

の施行後にする特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、

なお従前の例に

よる。

2 新特許法第百七条第一項の規定は、 前条ただし書第二号に規定する日 (以下「一部施行日」という。)

以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料について適用し、 部施行日前に出願審査の請求をし

た特許出願 に係る特許料については、 第 一 条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。

第百七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 新特許法別表第一号から第四号まで及び第六号の規定は、 一部施行日以後にする特許出願(一部施行日

以後にする特許出願であって、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を

の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの (以下「一部施行日前の特許出願 の 分割

等に係る特許出願」という。)を含む。)に係る手数料について適用し、 部施行日前にした特許出願

部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。)に係る手数料については、 旧特許法別表第

号から第四号まで及び第六号の規定は、 なおその効力を有する。

4 料の納付についての新特許法第百七条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付についての新特許法第 願等に関する法律第十八条第四項におい 百九十五条第四項及び第五項(これらの規定を第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国 部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。 て準用する場合を含む。) 並びに第六項の規定の 適用につい)に係る特許 ては

これらの規定中「国」 第 一 条 の規定による改正前 とあるのは、 の特許法第百七条第四項に規定する国等をいう。 国等 (特許法等の一部を改正する法律 平)」とする 成十五年法律第

_

5 特許料(旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、 七条第三項の規定にかかわらず、 共有に係る特許権について一部施行日前に既に納付した特許料又は一部施行日前に納付すべきであっ なお従前の例による。 新特許法第百 た

6 請求の手数料の返還についての新特許法第百九十五条第九項の規定の適用につい る命令、 特許法等の一部を改正する法律 通知又は査定の謄本の送達」 (平成五年法律第二十六号) とあるのは、 次に掲げる命令、 の施行前にした特許出願に係 通知、 査定の謄本の送達又は特許 ては、 同項中「 る出願審 次に掲げ 查 の

法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)第一条の規定による改正前の特許法第五十三条第

一項の規定による決定の謄本の送達」とする。

7 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは審判又は再審については、 その特許異議 の申

立て若しくは審判又は再審について決定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は審判の確定した取消決定又は審決に対する再審に

ついては、なお従前の例による。

9 この法律 の施行前にされた特許異議の申立てについての取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対

する訴えについては、なお従前の例による。

10 新特許法第百八十一条の規定は、 この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審決に対する

訴えについて適用し、この法律の施行前に請求された特許法第百二十三条第一項の審判についての審決に

対する訴えについては、なお従前の例による。

11 新特許法第百二十三条第一項第八号の規定は、 この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特

許について適用し、 この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧

特許法 の規定による訂正をする特許につい ては、 なお従前 の例に による。

この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定が確定していない場合におけるこの法律の

12

施

行後に訂正をする特許に係る新特許法第百二十六条第二項の規定の適用については、

同項中「

特

許

無効

審 判が」 とあるのは「特許異議の申立て又は特許無効審判が」 ۲ その審決」 とあるのは「 その 決定又

は 審決」 ۷ 特許無効審判の審決に対する」 とあるのは 「特許異議の申立てについての特許法等の 部

を改正する法律 平 成十五年法律第 号) 第 条の規定による改正前 の特許法第百十四条第二項 の 取

消決定 (以下単に 取消決定」 という。 又は特許無効 審判 の審決に対する」 ڔ _ 審 決の 取消 の 判 決

」とあるのは「取消決定若しくは審決の取消しの判決」とする。

13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は特許法第百二十三条第一項の審判に係る取消決定

又は 審決に対する訴えが、 この法律の施行の際現に裁判所に係属している場合において、 この法律 :の施行

えについての判決が確定するまでの間において訂正をする特許に係る新特許法第百二十六条第二

項 の規定の適用 に ついては、 前項の規定にかかわらず、 新特許法第百二十六条第二項中「 特許無効 審判 が

特許庁に係属した時からその審決が確定するまでの間は」 とあるのは「 特許異議の申立て又は特許無効審

判が特許庁に係属している場合は」とし、 同項ただし書の規定は、 適用しない。

14 特許法等の一部を改正する法律 (平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。) 第一条

の規定の施行前にした外国語特許出願(平成六年改正法第一条の規定による改正前の特許法第百八十四条 の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であって、 外国語でされたものを含む。 に係

る特許についての平成六年改正法附則第七条第一項の規定によりなお従前 の例によるものとされた平成六

年改正法第 一条の規定による改正前の特許法第百八十四条の十五第 一項の審判は、 当該特許につい てこの

法律の施行後にする訂正に係る新特許法第百二十六条第二項 (前二項の規定により読み替えて適用される

)の規定の適用については、 特許無効審判とみなす。

15 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定のすべてが確定する日前に請求された審判

に係る新特許法第百六十八条第一項の規定の適用については、同項中「他の審判」とあるのは、 特許異

議の申立てについての決定若しくは他の審判」とする。

実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下この条において「新実用新案法」 という。)第六条

の規定は、 この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、 この法律の施行前にした実用新案

登録出願については、 なお従前の例による。

2 部施行日前にした実用新案登録出願 (一部施行日以後にする実用新案登録出願であって、実用新案法

第十条第三項の規定又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第二項の規定により一 部

施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用 新案

項 の規定並びに手数料の納付につい ての 新実用新案法第五十四条第三項から第五項までの規定 の 適

登録出願」

という。

)を除く。)に係る登録料の納付につい

ての新実用新案法第三十一条第二項及び第三

しし ては、 これらの規定中「国」とあるのは、 _ 国等 (特許法等の一部を改正する法律 (平成十五年 -法律第

号)第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第四項に規定する国等をいう。)」とする。

共有に係る実用新案権について一部施行日前に既に納付した登録料又は一部施行日前に納付すべきであ

3

つ た登録料 (第二条の規定による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定によりその納付が猶予された

も のを含む。)については、 新実用新案法第三十一条第三項の規定にかかわらず、 なお従前 の例 に よる。

この法律の施行前に請求された審判又は再審については、 その審判又は再審について審決が確定するま

4

用

につ

では、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、 なお従前の例による。

(意匠法の改正に伴う経過措置)

第四条 部施行日前にした意匠登録出願(一部施行日以後にする意匠登録出願であって、 意匠法第十条の

第二項 (同法第十三条第五項において準用する場合を含む。) 又は同法第十七条の三第一 項の規定によ

り一部施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登

録出願」 という。)を除く。)に係る登録料の納付につい ての第三条の規定による改正後の意匠 法 (以 下

この条において「新意匠法」という。) 第四十二条第二項及び第三項の規定並びに手数料の納付について

の新意匠法第六十七条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国」とあるのは、 _

国等(特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第

号) 第三条の規定による改正前の意匠法

第四十二条第四項に規定する国等をいう。)」とする。

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、 その審判又は再審について審決が確定するま

では、なお従前の例による。

(商標法の改正に伴う経過措置)

第五条 部施行日前にした商標登録出願(一部施行日以後にする商標登録出願であって、 商標法第十条第

(同法第十一条第五項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。) 又は同法第十七条の二第

項にお いて準用する意匠法第十七条の三第一項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの

商標登録出願の分割等に係る商標登録出願」

という。

を除く。

商標

権

の存

以下「

部施行日前の

項

続期間 の 更新登録 の申請 防護標章登録出願 商標法第六十五条第三項において準用する同法第十条第二

項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の防護標章登録出 願 の分

割等に係る防護標章登録出願」という。)を除く。)、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録

の出願及び商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号。以下「平成八年商標法改正法」と

項に規定する重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録

の出願に係る登

録料の 納付につい ての第四条の規定による改正後の商標法 (以下この条において「 新商標法」という。

いう。

附則第十一条第一

第四十条第三項及び第四項の規定(これらの規定を新商標法第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第

いては、これらの規定中「国」とあるのは、 三項並びに附則第十六条の規定による改正後の平成八年商標法改正法附則第十五条第二項において準用す る場合を含む。) 並びに手数料の納付についての新商標法第七十六条第三項及び第四項の規定の適用につ 「国等(特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第

2 この法律の施行前に請求された審判又は再審については、 その審判又は再審について審決が確定するま

第四条の規定による改正前の商標法第四十条第五項に規定する国等をいう。)」

とする。

号)

3 では、 この法律 なお従前 の施行前に請求された審判の確定した審決に対する再審については、 の例による。 なお従前の例による。

第六条 特許協 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法 力条約に基づく国際出願等に関する法律の改正に伴う経過措置))第三条第二項、第四条第一項第二号、第七条及び第十条第一項の規定は、この法律の施行後

て適用し、 新国 |際出願法第十条第二項及び第十四条の規定は、 この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、 この法律の施行後にする国際予備審査 なお従前の例による。 の請求につい

2

にする国際出願について適用し、

この法律の施行前にした国際出願については、

なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正に伴う経過措置)

第七条 律第 出 新 複登録商標に係る商標権 前 第百七条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が特許に関するものである場合におけるも 用につい する手続等の特例に関する法律第四十条第一項に規定する手数料に係る同条第三項及び第四項の規定の適 録に基づく権利 章登録出 の 願 案登録出願 商 平成十五年改正法第二条の規定による改正前の実用新案法第三十一条第二項に規定する独立行政法 標登録出願 ては、 部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。 願 部施行日前の意匠登録出願の分割等に係る意匠登録出願を除く。 (一部施行日前の実用新案登録出願の分割等に係る実用新案登録出願を除く。 部 これらの規定中「国」 以下この条において「平成十五年改正法」 の存続期間 施行日前の防護標章登録出願の分割等に係る防護標章登録出願を除く。 の分割等に係る商標登録出願を除く。 の存続期間の更新登録の出願に係る第六条の規定による改正後の工業所有 の更新登録 とあるのは、 の出願及び平成八年商標法改正法附則第十一 国)、商標権の存続期間の更新登録の 特許法等の一部を改正する法律 という。) 第 一)、商標登録出願 条の規定による改正前 条 第 項 (平成十五年法)申請、 に規定す 防護 部施 意匠登録 の の 特許法 に限る 防護 権 標 実用 る 章登 行日 に 関 標

十条第三項に規定する独立行政法人(当該手数料が商標登録又は防護標章登録に関するものである場合に 条の規定による改正前の意匠法第四十二条第二項に規定する独立行政法人(当該手数料が意匠登録に関 るものである場合におけるものに限る。) 又は平成十五年改正法第四条の規定による改正前の商標法第四 人(当該手数料が実用新案登録に関するものである場合におけるものに限る。 平成十五年改正法第三

八条 関する法律(以下「旧大学等技術移転促進法」という。)第十二条第一項の認定を受けた者(第三項 等に係る特許出願を除く。 権利若しくは実用新案登録を受ける権利 いて「国立大学関係認定事業者」という。) が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関す る研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)若しくは特許を受ける 大学等におけ 第七条の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への る技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の改正に伴う経過措置)) 又は 一部施行日前にした実用新案登録 (一部施行日前にした特許出願 出願 部施行日前の実用新案登録出 部施行日前の特許出願 移転 の 促 の 分割 に お 進

願

の分割等に係る実用新案登録出願を除く。

)に係るものに限る。

以下「特許を受ける権利等」という。

第

おけるものに限る。

)」とする

は手数料については、 又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又 同条第四項、第六項、第八項及び第十項並びに同項において準用する同条第四項

第六項及び第八項の規定は、 一部施行日以後においても、 なおその効力を有する。

2 者」という。 る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受け する民間 下単に「試験研究独立行政法人」という。 旧大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者(同項に規定する試験研究独立行政法人(以 .事業者に対し移転する事業を行う者に限る。 が 一部施行日前 に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に) における技術に関する研究成果についてその活用を行おうと 次項におい て「試験研究独立行政法人関係認定事 る権利 業 係

等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、 二項及び第三項の規定、 同条第二項において準用する旧大学等技術移転促進法第十二条第四項、 第六項及 同条第

び第八項 の規定並びに旧大学等技術移転促進法第十三条第三項において準用する旧大学等技術移転促進法

第十二条第十項並びに同項において準用する同条第四項、 第六項及び第八項の規定は、 部施行日後にお

いても、なおその効力を有する。

3 第七条の規定による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関す

る法律第十二条第六項及び第八項の規定は、前二項において規定する特許権等又は特許を受ける権利等が

国立大学関係認定事業者又は試験研究独立行政法人関係認定事業者とこれらの者以外の者との共有に係る

場合に準用する。

(産業技術力強化法の改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十六条第一項第三号及び第四号に掲げる者に係る

特許出願であって一部施行日前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料

の減免又は猶予については、同項の規定は、適用しない。

昭和六十二年改正法の一部改正)

第十条 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年改正法」とい

つ。) の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表下欄中「八千五百円」を「千七百円」に、 「五千六百円」を「千百円」に、

万三千五百円」を「五千四百円」に、「八千四百円」を「三千三百円」に、 「二万七千円」を「一万六千

六百円」に、「二千七百円」を「四千円」に、 二百円」 に 「一万六千八百円」を「一万円」 に改め、 「七万七千三百円」を「十五万四千六百円」に、「九千円 同条第四項中「八万四千三百円」を「十六万八千

昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

を「一万八千円」に、「第十三号」を「第十一号」に改める。

第十一条 という。 つい る改正前の昭和六十二年改正法(以下この条において「旧昭和六十二年改正法」という。 て適用し、 前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法(以下この条において「新昭和六十二年改正法」 附則第三条第三項の規定は、 部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料については、 一部施行日以後に出願審査の請求をする特許出願に係る特許料に 前条の規定によ 附則第三条第

2 許出願の分割等に係る特許出願を含む。)に係る手数料について適用し、 新昭和六十二年改正法附則第三条第四項の規定は、一部施行日以後にする特許出願(一部施行日前の特 一部施行日前にした特許出願

三項の規定は、

なおその効力を有する。

部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。) に係る手数料については、 旧昭和六十二年改

正法附則第三条第四項の規定は、 なおその効力を有する。

(平成五年改正法の一部改正)

第十二条 特許法等の一部を改正する法律 (平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)

の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「この法律の施行後に請求される明細書又は図面の訂正並びに特許法等の一部を改

正する法律(平成十年法律第五十一号)」を「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第

号。以下「平成十五年改正法」という。)」に改め、「第三十七条第一項」の下に「、第三十九条第一項

又は第四十八条の十二第一項」を加え、 同項の表を次のように改める。

| 判を請求することができる。 この場合 | 求することができる。この場合におい | |
|--------------------|--------------------|---------------|
| 新案登録を無効にすることについて審 | 録を無効にすることについて審判を請 | |
| いずれかに該当するときは、その実用 | 一に該当するときは、その実用新案登 | |
| 第三十七条 実用新案登録が次の各号の | 第三十七条 実用新案登録が次の各号の | 第三十七条 |
| 第五項において準用する場合を含む。) | | <u>二</u> 項 |
| 並びに第三十九条第五項(第四十条の二 | 並びに第三十九条第三項 | 第七条の二第 |

| 二の二 その実用新案登録の願書に添 | 三の実用新案登録が第五条第四項 |
|-------------------|-------------------|
| てされたとき。 | てされたとき。 |
| 二 その実用新案登録が条約に違反し | 二 その実用新案登録が条約に違反し |
| に違反してされたとき。 | に違反してされたとき。 |
| て準用する特許法第二十五条の規定 | て準用する特許法第二十五条の規定 |
| 十八条又は第五十五条第三項におい | 十八条又は第五十五条第三項におい |
| 第一項において準用する特許法第三 | 第一項において準用する特許法第三 |
| 第三項まで若しくは第八項、第九条 | 第三項まで若しくは第八項、第九条 |
| 条の二、第四条、第七条第一項から | 条の二、第四条、第七条第一項から |
| 一をの実用新案登録が第三条、第三 | 一その実用新案登録が第三条、第三 |
| とができる。 | きる。 |
| については、請求項ごとに請求するこ | ては、請求項ごとに請求することがで |
| において、二以上の請求項に係るもの | て、二以上の請求項に係るものについ |

| 者であつてその考案について実用新 | 五条の規定により実用新案権を享有 | |
|-------------------|-------------------|--|
| 四のその実用新案登録が考案者でない | 三項において準用する特許法第二十 | |
| たとき。 | 、その実用新案権者が第五十五条第 | |
| ない実用新案登録出願に対してされ | 五 実用新案登録がされた後において | |
| 第六項に規定する要件を満たしてい | たとき。 | |
| 又は第五項(第三号を除く。)及び | のの実用新案登録出願に対してされ | |
| 三の実用新案登録が第五条第四項 | 案登録を受ける権利を承継しないも | |
| の規定に違反してされたとき。 | 者であつてその考案について実用新 | |
|)又は第四十条の二第一項ただし書 | 四 その実用新案登録が考案者でない | |
| 五項において準用する場合を含む。 | たとき。 | |
| 項から第五項まで(第四十条の二第 | ない実用新案登録出願に対してされ | |
| 十九条第一項ただし書若しくは第三 | 第六項に規定する要件を満たしてい | |
| 付した明細書又は図面の訂正が第三 | 又は第五項 (第三号を除く。)及び | |

| 項第一号に該当すること (その実用新 | |
|--------------------|--------------------|
| ができる。ただし、実用新案登録が同 | |
| 2 前項の審判は、何人も請求すること | |
| 反することとなつたとき。 | る者に通知しなければならない。 |
| 、又はその実用新案登録が条約に違 | 用新案登録に関し登録した権利を有す |
| することができない者になつたとき | についての専用実施権者その他その実 |
| 五条の規定により実用新案権を享有 | つたときは、その旨を当該実用新案権 |
| 三項において準用する特許法第二十 | 3 審判長は、第一項の審判の請求があ |
| 、その実用新案権者が第五十五条第 | においても、請求することができる。 |
| 五 実用新案登録がされた後において | 2 前項の審判は、実用新案権の消滅後 |
| たとき。 | 反することとなつたとき。 |
| のの実用新案登録出願に対してされ | - 、又はその実用新案登録が条約に違 |
| 案登録を受ける権利を承継しないも | │ することができない者になつたとき |

ಕ್ಕ

3 第一項の審判は、実用新案権の消滅

後においても、請求することができる

つたときは、その旨を当該実用新案権4 審判長は、第一項の審判の請求があ

用新案登録に関し登録した権利を有すについての専用実施権者その他その実

| とができない。ただし、同項の審判の | l, | |
|--------------------|--------------------|--------|
| 決が確定するまでの間は、請求するこ | 、又は変更するものであつてはならな | |
| 審判が特許庁に係属した時からその審 | 質上実用新案登録請求の範囲を拡張し | |
| 2 前項の審判は、第三十七条第一項の | 2 前項の明細書又は図面の訂正は、実 | |
| 三 明りようでない記載の釈明 | 三 明瞭でない記載の釈明 | |
| 二 誤記の訂正 | 二 誤記の訂正 | |
| 一実用新案登録請求の範囲の減縮 | 一実用新案登録請求の範囲の減縮 | |
| 事項を目的とするものに限る。 | できる。 | |
| る。ただし、その訂正は、次に掲げる | ることについて審判を請求することが | |
| とについて審判を請求することができ | に添附した明細書又は図面の訂正をす | まで |
| 付した明細書又は図面の訂正をするこ | る事項を目的とする場合に限り、願書 | ら第四十一条 |
| 第三十九条(実用新案権者は、願書に添 | 第三十九条(実用新案権者は、次に掲げ | 第三十九条か |
| る者に通知しなければならない。 | | |

| ι'n | |
|-------------------|----------------------|
| 後の期間を除く。)は、この限りでな | |
| においては、その判決又は決定の確定 | l, |
| よる審決の取消しの決定があつた場合 | より無効にされた後は、この限りでな |
| 取消しの判決又は同条第二項の規定に | - 。 ただし、第三十七条第一項の審判に |
| 百八十一条第一項の規定による審決の | 後においても、請求することができる |
| 平成十五年改正特許法」という。)第 | 4 第一項の審判は、実用新案権の消滅 |
| の規定による改正後の特許法(以下「 | ければならない。 |
| (平成十五年法律第 号)第一条 | 案登録を受けることができるものでな |
| 用する特許法等の一部を改正する法律 | 実用新案登録出願の際独立して実用新 |
| について第四十七条第二項において準 | れている事項により構成される考案が |
| ら起算して九十日の期間内(当該事件 | ける実用新案登録請求の範囲に記載さ |
| 審決に対する訴えの提起があつた日か | 3 第一項第一号の場合は、訂正後にお |

| | ÷ | 4 | ٠. | | ŒŦ | 3 |
|-------------------|-------------------|------------------|-------|-------------------|-------------------|------------------|
| し、又は変更するものであつてはなら | 実質上実用新案登録請求の範囲を拡張 | 第一項の明細書又は図面の訂正は、 | ならない。 | した事項の範囲内においてしなければ | 願書に添付した明細書又は図面に記載 | 第一項の明細書又は図面の訂正は、 |
| | | | | | | |

5 第一項ただし書第一号に掲げる事項

新案登録出願の際独立して実用新案登

ない。

| ない。 | 水することができる。 |
|--------------------|--------------------|
| 書を提出する機会を与えなければなら | 正を無効にすることについて審判を請 |
| 送達し、相当の期間を指定して、答弁 | の規定に違反しているときは、その訂 |
| たときは、請求書の副本を被請求人に | 面の訂正が前条第一項から第三項まで |
| 第四十条の書乗があつまでである。 | 第四十条 願書に添附した明細書又は図 |
| (答弁書の提出等) | (訂正の無効の審判) |
| ſ, | |
| より無効にされた後は、この限りでな | |
| 。ただし、第三十七条第一項の審判に | |
| 後においても、請求することができる | |
| 6の第一項の審判は、実用新案権の消滅 | |
| ばならない。 | |
| 録を受けることができるものでなけれ | |

| 弁書を受理したときは、その副本を請 | |
|--------------------|--------------------|
| 3 審判長は、第一項又は前項本文の答 | |
| ない。 | |
| 特別の事情があるときは、この限りで | |
| 機会を与える必要がないと認められる | |
| ただし、被請求人に答弁書を提出する | |
| 出する機会を与えなければならない。 | |
| 、相当の期間を指定して、答弁書を提 | |
| 手続補正書の副本を被請求人に送達し | |
| 正を許可するときは、その補正に係る | |
| 条の二第二項の規定により請求書の補 | |
| する平成十五年改正特許法第百三十一 | は、前項の審判の請求に準用する。 |
| 2 審判長は、第四十一条において準用 | 2 第三十七条第二項及び第三項の規定 |

求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び

参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二の第三十七条第一項又は第

四十八条の十二第一項の審判の被請求

人は、前条第一項若しくは第二項、次

条第一項若しくは第二項又は第四十一

条において準用する特許法第百五十三

条第二項の規定により指定された期間

図面の丁三を青ぐ上ないでである。内に限り、願書に添付した明細書又は

ただし、その訂正は、次に掲げる事項図面の訂正を請求することができる。

を目的とするものに限る。

実用新案登録請求の範囲

|の減縮

誤記の訂正

2 明りようでない記載の釈明

審判長は、 前項の訂正の請求書及び

これに添付された訂正した明細書又は

を請求人に送達しなければならない。

図面を受理したときは、これらの副本

審判官は、第一項の訂正の請求が同

3

項ただし書各号に掲げる事項を目的と

せず、又は第五項において読み替えて

準用する第三十九条第三項から第五項 までの規定に適合しないことについて

、当事者又は参加人が申し立てない理 |

由についても、審理することができる

。この場合において、当該理由により

訂正の請求を認めないときは、審判長

は、審理の結果を当事者及び参加人に

通知し、相当の期間を指定して、意見

を申し立てる機会を与えなければなら

ない。

4 第一項の訂正の請求がされた場合に

おいて、その審判事件において先にし

た訂正の請求があるときは、当該先の |

請求は、取り下げられたものとみなす

_

5 第三十九条第三項から第六項まで並

びに特許法第百二十七条、第百二十八

条、第百三十一条並びに第百三十二条

第三項及び第四項の規定は、第一項の

場合に準用する。この場合において、

第三十九条第五項中「第一項ただし書

第一号」とあるのは、「第三十七条第

一項又は第四十八条の十二第一項の審

判の請求がされていない請求項に係る

第一項ただし書第一号」と読み替える

ものとする。

(取消しの判決等があつた場合におけ

る訂正の請求)

| 第四十条の三 審判長は、第三十七条第

一項又は第四十八条の十二第一項の審

判の審決(審判の請求に理由がないと

するものに限る。)に対する第四十七

条第二項において準用する平成十五年

改正特許法第百八十一条第一項の規定

による取消しの判決が確定し、同条第

は、その判決の確定の日から一週間以

内に被請求人から申立てがあつた場合

) 1月田書なは別司の「三…書で」。に限り、被請求人に対し、願書に添付

ための相当の期間を指定することがでした明細書又は図面の訂正を請求する

きる。

2

審判長は、第四十七条第二項におい

八十一条第二項の規定による審決の取 て準用する平成十五年改正特許法第百

消しの決定が確定し、 同条第五項の規

求人に対し、 定により審理を開始するときは、 願書に添付した明細書又 被請

は図面の訂正を請求するための相当の

期間を指定しなければならない。 ただ

当該審理の開始の時に、当該事件

について第三十九条第二項ただし書に

規定する期間内に請求された同条第一

項の審判の審決が確定している場合は

- 77 -

この限りでない。

3 第三十七条第一項又は第四十八条の

十二第一項の審判の被請求人は、第三

十九条第二項ただし書に規定する期間

内に同条第一項の審判を請求した場合

において、前二項の規定により指定さ

れた期間内に前条第一項の訂正の請求

をするときは、その審判の請求書に添

付した訂正した明細書又は図面を援用

することができる。

4 第三十九条第二項ただし書に規定す

あつた場合において、 る期間内に同条第一項の審判の請求が 第一項又は第二

頭の規定により指定された期間内に前 |

条第一項の訂正の請求がされたときは

、その審判の請求は、取り下げられた

ものとみなす。 ただし、訂正の請求の

時にその審判の審決が確定している場

合は、この限りでない。

5 第三十九条第二項ただし書

5 第三十九条第二項ただし書に規定す

る期間内に同条第一項の審判の請求が

あつた場合において、第一項又は第二

項の規定により指定された期間内に前

条第一項の訂正の請求がされなかつた

の請求書に添付された訂正した明細書ときは、その期間の末日に、その審判

| 十一条の二及び第百三十三条(審決の | |
|--------------------|--------------------|
| 五年改正特許法第百三十一条、第百三 | 定は、審判に準用する。 |
| 六条から第百七十条まで並びに平成十 | との関係及び審判における費用)の規 |
| で、第百六十四条第一項及び第百六十一 | 判の請求、審判官、審判の手続、訴訟 |
| 条、第百三十五条から第百六十三条ま | から第百七十条まで(審決の効果、審 |
| 二十七条、第百二十八条、第百三十二 | 二十七条、第百二十八条、第百三十条 |
| 第四十一条 特許法第百二十五条、第百 | 第四十一条 特許法第百二十五条、第百 |
| (特許法の準用) | (特許法の準用) |
| は、この限りでない。 | |
| にその審判の審決が確定している場合 | |
| のとみなす。 ただし、その期間の末日 | |
| た同条第一項の訂正の請求がされたも | |
| 又は図面を第三項の規定により援用し | |

| 第三十七条第一項後段、第三項及び第四 | 第三十七条第二項及び第三項の規定並び | 第四十八条の |
|---------------------|--------------------|--------|
| 第四十八条の十二第一項」と | | |
| 項」とあるのは「第三十七条第一項又は | | |
| 項」と、同条第六項中「第三十七条第一 | | |
| 十七条第一項又は第四十八条の十二第一 | 第四十八条の十二第一項」と | |
| とあり、及び「同項」とあるのは「第三 | 」とあるのは、「第三十七条第一項又は | 十二第二項 |
| 第三十九条第二項中「第三十七条第一項」 | 第三十九条第四項中「第三十七条第一項 | 第四十八条の |
| 八十一条 | | |
| 十二条並びに平成十五年改正特許法第百 | | 項 |
| 、第百七十九条、第百八十条及び第百八 | 及び第百七十九条から第百八十二条まで | 第四十七条第 |
| 用)の規定は、審判に準用する。 | | |
| 続、訴訟との関係及び審判における費 | | |
| 効果、審判の請求、審判官、審判の手 | | |

| 判において同法第四十条第一項の規定に | | |
|----------------------|--------------------|------------|
| 第一項又は第四十八条の十二第一項の審 | | |
| 」とあるのは「、実用新案法第三十七条 | | |
| すべき旨の決定の謄本の送達があつた後 | | |
| 七条第一項ただし書中「及び請求公告を | | 二 項 |
| 準用する。 この場合において、同法第十 | 準用する。 | 第五十五条第 |
| において準用する場合を含む。) | | |
| 第三十九条第六項 (第四十条の二第五項 | る場合を含む。)、第三十九条第四項 | |
| 三項において準用する場合を含む。)、 | 第四十八条の十二第三項において準用す | |
| 第三十七条第三項(第四十八条の十二第 | 第三十七条第二項(第四十条第二項及び | 第五十条の二 |
| | く特許の無効の審判) | |
| 五第四項 | 第四項(国際特許出願固有の理由に基づ | |
| 項の規定並びに特許法第百八十四条の十 | に特許法第百八十四条の十五第二項及び | 十二第三項 |

第 二項の規定による審理の再開がされた場 第二項、同法第四十条の二第三項、 規定による通知があつた後)」と、 合にあつては、 項の規定による通知があつた後 (同条第 おいて準用する特許法第百五十六条第一 経過した後)及び実用新案法第三十九 指定された場合にあつては、 第百五十三条第二項の規定により期間が 第四十条の三第一項若しくは第二項又は より指定された期間が経過した後 同法第四十一条において準用する特許法 項 の審判において同法第四十一条に その後更に同条第一 当該期間が (同条 同法 項 ഗ

| 人、使用人その他の従業者が、その法人 | 人、使用人その他の従業者が、その法人 | |
|--------------------|--------------------|--------|
| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 | 第六十一条 |
| 五十万円 | 五万円 | 第六十条 |
| | | び第五十八条 |
| 百万円 | 十万円 | 第五十七条及 |
| | | 三項 |
| 前項 | 前二項 | 第五十六条第 |
| | | 項 |
| | | 一項及び第二 |
| 三百万円 | 三十万円 | 第五十六条第 |
| えるものとする。 | | |
| 法第四十条の二第一項の訂正」と読み替 | | |
| 判」とあるのは「審判若しくは実用新案 | | |

| | の申立てを含む。)をする者 | |
|--------------------|--------------------|-------|
| 登録異議の申立てをする者 | | 別表第五号 |
| 万円以下の罰金刑 | | |
| 三 第五十七条又は第五十八条 三千 | | |
| の罰金刑 | | |
| 二 第五十六条第二項 三百万円以下 | | |
| 罰金刑 | | |
| 一 第五十六条第一項 一億円以下の | | |
| 条の罰金刑を科する。 | 本条の罰金刑を科する。 | |
| で定める罰金刑を、その人に対して各本 | 罰するほか、その法人又は人に対し、各 | |
| 罰するほか、その法人に対して当該各号 | 八条の違反行為をしたときは、行為者を | |
| 規定の違反行為をしたときは、行為者を | 若しくは第二項、第五十七条又は第五十 | |
| 又は人の業務に関し、次の各号に掲げる | 又は人の業務に関し、第五十六条第一項 | |

別表第九号 審判又は再審を請求する者 を 除 く。 審判、 が取り下げられたものとみなされる場合 正を請求する者(その訂正の請求をする に基づき第三十九条第一項の審判の請求 ことにより、第四十条の三第四項の規定 再審又は明細書若しくは図面 一 の 訂

附則第四条第三項を次のように改める。

3

l1 いう。) 第百十三条の登録異議の申立て (以下単に「登録異議の申立て」という。) の決定が確定して において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法 (以下「平成六年改正特許法」と ない 部を改正する法律 (平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。) 附則第九条第二項 平成十五年改正法の施行前にされた平成十五年改正法附則第十四条の規定による改正前の特許法等の 場合における平成十五年改正法の施行後に訂正をする実用新案登録に係る前項において読み替え

られた旧実用新案法第三十九条第二項の規定の適用については、

同項中「第三十七条第一

項の審判が」

とあるのは 「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号) 附則第十四条の規定による

改正前の特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号。以下「平成六年改正法」という。

六年改正特許法」という。) 第百十三条の登録異議の申立て (以下単に「登録異議の申立て」とい 附則第九条第二項において準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法 (以下「平成

又は第三十七条第一項の審判が」 Ļ 「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、 同 頃 の 審

判 の 審 決に対する」 とあるのは 「登録異議の申立てについての平成六年改正法附則第九条第二項 に お l1

て準用する平成六年改正特許法第百十四条第二項 三十七条第一項 の審判の審決に対する」と、 _ 審決の取消しの判決」 の取消決定 (以下単に「取消決定」 とあるのは「取消決定又は審決の という。 又は第

取消しの判決」とする。

附則第四条に次の一項を加える。

4 平成十五年改正法の施行前に請求された登録異議の申立て又は旧実用新案法第三十七条第一項若しく

は第四十八条の十二第一 項の審判に係る平成六年改正法附則第九条第二項において準用する平成六年改

正特許法第百十四条第二項の取消決定又は審決に対する訴えが、 平成十五年改正法の施行の際現に裁判

間にお ば 所に係属している場合において、 用する同法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議 項の規定の適用については、 よる改正前 しくは第四十八条の十二第一項の審判が特許庁に係属している場合は」とし、 三十九条第二項中「第三十七条第一項の審判が特許庁に係属したときからその審決が確定するまでの とあるのは いて訂正をする実用新案登録に係る第二項において読み替えられた旧実用新案法第三十九条第二 の特許法等の一部を改正する法律 (平成六年法律第百十六号) 「特許法等の一部を改正する法律 前項の規定にかかわらず、 平成十五年改正法の施行後当該訴えについての判決が確定するまでの (平成十五年法律第 第二項において読み替えられた旧実用新案法第 の申立て又は第三十七条第 附則第九条第二項に 号) 同項ただし書の規定は、 附則第十四条の規定に お 61 項 て 準

適用しない。

(平成五年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条

旧実用新案法」 という。) 第三十七条第一項、 第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一 項の審判につ

この法律の施行前に請求された平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法

(以下「

いては、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成五年改正法附則第四条第二項において読み替えられた旧実用新案法第四

十七条第二項において準用する新特許法第百八十一条の規定は、この法律の施行後に請求される旧実用新

案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについて適用

この法律の施行前に請求された旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判につい

なお従前の例による。

(平成六年改正法の一部改正)

ての審決に対する訴えについては、

第十四条 特許法等の一部を改正する法律 (平成六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「できないものとし、 特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号

以下「平成十一年改正法」という。)による改正後の特許法(以下「平成十一年改正特許法」という。

第五章の規定を当該実用新案登録出願について実用新案登録がされた場合に準用する。この場合におい

て 平成十一年改正法の施行の際現に特許庁に係属している登録異議の申立てにおける明細書又は 図面 の

訂正については、 平成十一年改正特許法第百二十条の四第三項後段の規定は、 適用 しない」 を「で きない

ものとする」に改め、 同条第四項から第六項までを削り、 同条第七項中「第三項から前項まで」 を「前項

」に改め、同項を同条第四項とする。

(平成六年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に請求された前条の規定による改正前の平成六年改正法附則第九条第二項にお

いて準用する平成六年改正法第二条の規定による改正後の特許法第百十三条の登録異議の申立て又はその

確定した取消決定に対する再審については、 その登録異議の申立て又は再審の決定が確定するまでは、 な

お従前の例による。

2 この法律 の施行前にされた前項に規定する登録異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審

については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた第一項に規定する登録異議の申立てについての取消決定又は登録異議申立書

の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。

平成八年商標法改正法の一部改正)

第十六条 商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)第五条の規定によ

る改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を「特許法等の一部を改正する法律 (平成十五年法律

第 号)第四条の規定による改正後の商標法第四十条第四項及び第五項」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に

係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

定める。

(検討)

第十九条 政府は、 附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、 新特許法第百七

条第一項並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の規定の施行の状況について検討を加え、 その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、 知的財産の迅速かつ

適正な保護の要請に対処するため、 特許権の取得等に係る費用負担の適正化を図る観点から特許関係料金の 審判

及び審決取消訴訟に係る制度を合理化するとともに、 改定その他料金納付に係る制度の見直しを行い、 迅速かつ的確な紛争処理を促す観点から異議申立て、 特許制度の国際的調和を進める等制度の改善を図る必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。